

－ パイプ 脚立 は 持ち込み 禁止 です －

鉄製の丸パイプで構成された「パイプ脚立」は、使用すれば法違反を伴うため、持込も使用も禁止いたします。



なぜ法違反？

労働安全衛生規則 第528条

事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 丈夫な構造とすること。⇒強度計算されているもの(桧木で作った手作り品は×)
- 2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 3 脚と水平面との角度を七十五度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 4 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。⇒丸パイプは面積が無い

上記の条件を満たしたものでなければ、脚立として使用することはできませんがパイプ脚立は、横棧が丸パイプであり上記4の条件を満たせないため、脚立には該当しないうえ、横棧には**《足を掛けてはいけない》**ことになります。

⇒結果として、パイプ脚立は脚立として使用する事も、パイプ脚立を使って昇降することもできないため、持ち込みも使用も禁止といたします。

新発田建設の安全ルール

- §. 軽くて使い勝手の良いパイプ脚立は、昔から脚立や脚立足場の用途で使用されてきた歴史がありますが、使用にあたっては法違反が伴います
県内ではパイプ脚立からの転落死亡災害の事例もあり⇒
当社では、脚立がわりでの持ち込みと使用を、労働災害防止を目的として、禁止とさせていただきます。

